

判決年月日	平成 2 4 年 9 月 1 2 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成24年（行ケ）第10102号		

○登録商標の指定商品又は指定役務は、第三者との関係で当該登録商標の権利の範囲を確定するものであるから、その用語については取引者による通常の使用法に基づいて客観的に解釈されるべきものである。

○原告による商標の不使用取消審判請求において、指定商品「電球類及び照明器具」を前件審判により「ＬＥＤランプを除く、電球類及び照明器具」とされた「エコルクス」との登録商標（本件商標）について、被告が使用を主張した本件商品は、前件審判の請求の登録の日（平成 2 1 年 4 月 3 0 日）に本件商標の指定商品から消滅したものとみなされる「ＬＥＤランプ」に該当し、同日から本件審判の請求の登録の日（平成 2 2 年 6 月 3 0 日）までの間において、本件商標の指定商品に該当せず、被告は、上記期間内における本件商品に対する本件商標の使用のほかに、本件商標又はこれと社会通念上同一の標章を本件商標の指定商品について使用したとの事実を何ら主張立証していないとした事例

（関連条文） 商標法50条1項，2項，54条2項

本件商標（登録第4595453号）は、「エコルクス」の文字からなるものであり、第11類「電球類及び照明器具」を指定商品として、平成14年8月16日に被告を商標権者として設定登録されたものであるが、原告は、平成21年4月14日、本件商標の指定商品のうち、第11類「ＬＥＤランプ」について不使用取消審判を請求し、同月30日、審判の請求の登録がされた。特許庁は、同年12月9日、請求が成り立たない旨の審決（第1次審決）をしたが、第1次審決は、平成22年12月15日、知的財産高等裁判所の判決により取り消された（前件訴訟）。そこで、特許庁は、平成23年3月23日、本件商標の指定商品中、第11類「ＬＥＤランプ」についてはその登録を取り消す旨の審決（第2次審決）をし、その後確定した。

原告は、平成22年6月14日、本件商標の指定商品のうち、「ＬＥＤランプを除く、電球類及び照明器具」について、不使用取消審判を請求し、本件審判の請求は、同年6月30日に登録された。特許庁は、平成24年2月13日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との本件審決をしたため、原告は、その取消しを求めて本件各訴訟を提起した。

本件審決の理由は、本件審判の請求に係る指定商品「ＬＥＤランプを除く、電球類及び照明器具」とは、「電球類及び照明器具」から「ＬＥＤランプ」すなわち「電球型ＬＥＤランプ又は蛍光灯型ＬＥＤランプ等のＬＥＤを用いた一般的に光源として利用される電球類（ＬＥＤ電球類）を除いた商品」であるところ、本件商標の商標権者（被告）及

び通常使用権者（被告の関連会社）が、本件審判の請求の登録前３年以内である平成２１年８月頃から日本国内において、当該指定商品に該当する乾電池式ＬＥＤセンサーライト（光源にＬＥＤを使用した照明器具。本件商品）の包装に本件商標を付したものを販売することにより、請求に係る指定商品について使用していた（商標法２条３項２号）から、本件商標の登録を取り消すことはできない、というものである。

本判決は、次のとおり説示して、本件審決を取り消した。

登録商標の指定商品又は指定役務は、第三者との関係で当該登録商標の権利の範囲を確定するものであるから、その用語については取引者による通常の使用法に基づいて客観的に解釈されるべきものである。

そして、商標権者である被告及び通常使用権者である被告関連会社は、平成２１年８月４日頃から本件審判の請求の登録の日までの間、本件商標と同一又は社会通念上同一のものというべき「エコルクス」又は「ＥＣＯＬＵＸ」との標章を、防犯等を目的として室内又は室外に設置するために作られた、人の動きを感知して自動的に点灯する乾電池を電源とするセンサーライトであって、ＬＥＤを光源とするものである本件商品の包装に付して、日本国内で第三者に対して譲渡したものである。

しかるところ、「ＬＥＤランプ」との用語は、取引者により、本件審判の請求の登録（平成２２年６月３０日）前３年間に於いて、光源としてＬＥＤを使用した多様な商品又は部材を指称するものとして広く使用されており、それ以上に対象に応じて厳密に使い分けられているものではないばかりか、少なくとも、防犯等を目的として室内又は室外に設置するために作られた、人の動きを感知して自動的に点灯する乾電池を電源とするセンサーライトであって、ＬＥＤを光源とするものも指称すると認識されていたものと認められる。

したがって、本件商品は、第２次審決の確定により前件審判の請求の登録の日（平成２１年４月３０日）に本件商標の指定商品から消滅したものとみなされる「ＬＥＤランプ」に該当するから、同日から本件審判の請求の登録の日（平成２２年６月３０日）までの間において、本件商標の指定商品に該当しない。そして、被告は、上記期間内における本件商品に対する本件商標の使用のほかに、本件商標又はこれと社会通念上同一の標章を本件商標の指定商品について使用したとの事実を何ら主張立証していない。

以上によれば、被告は、本件審判の請求の登録前３年以内に日本国内において、商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれかがその請求に係る指定商品のいずれかについて本件商標の使用をしていることを証明していないというほかない。